

令和8年4月から

リチウムイオン電池やモバイルバッテリーなどの 小型充電式電池のごみステーション収集を開始します！

ごみステーション収集の対象となるもの

☑ 小型充電式電池



リチウムイオン電池
※リチウムポリマー電池を含む



ニカド電池



ニッケル水素電池



電動工具のバッテリー

充電式電池が取り外せる製品は
充電式電池のみを出してください

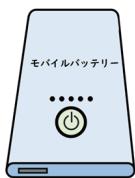
<例>
電動工具のバッテリーは小型充電式電池へ
電動工具本体はもやせないごみへ



「小型充電式電池」
「小型充電式電池内蔵
製品」いずれも膨張
しているものなどは、
ごみステーションには
出さないでください。

※膨張しているものな
どの取扱いは、裏面
をご覧ください。

☑ 小型充電式電池内蔵製品



モバイルバッテリー



電子たばこ・加熱式たばこ
(吸い殻は取り除く)



電気シェーバー
(刃の部分は取り外す)



ハンディーファン



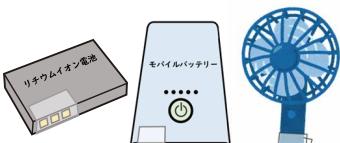
電動歯ブラシ
(ブラシ部分は取り外す)

※上記5製品以外に「3辺合計30cm以内の小型充電式電池内蔵製品」も対象となります。

出し方

ステップ1

電池を使い切り、端子部分や
ケーブルの差込口にテープを
貼って絶縁する。



絶縁処理の方法は裏面をご覧ください

ステップ2

中身が見える袋（指定袋の外
袋でも可）に入れ、中身が濡
れないように袋口を結ぶ。



ステップ3

「もやせないごみ」または
「資源物」の収集日に、ごみ
ステーションの目立つところ
に置く。



「小型充電式電池」、「廃乾電池・水銀入り体温計」、「使用済みライター」は
それぞれ別の袋に入れて出してください

小型充電式電池が他のごみに混入すると、ごみ処理施設やごみ収集車の
火災事故等の原因になるため、適切な分別排出への協力をお願いします。

絶縁処理の例

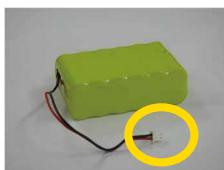
端子部分やケーブル差込口にテープを貼って 絶縁 すること！



電極端子部露出



端子部分をテープで
覆い絶縁



コネクター部露出



コネクター部分を
テープで覆い絶縁



コネクター部分と
リード線を固定



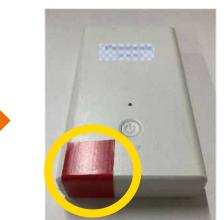
電極端子部露出



端子部分をテープで
覆い絶縁



モバイルバッテリー
のケーブル差込口



ケーブル差込口を
テープで覆い絶縁

写真出典：一般社団法人 JBRC（2025年10月）「小型充電式電池のリサイクル回収依頼時の安全処理方法（事例）」

ごみステーション収集の対象とならないもの

○膨張、変形、破損している小型充電式電池（バッテリー）

○3辺合計30cmを超える小型充電式電池内蔵製品

→クリーンピア共立（粗大ごみ処理施設）に直接搬入してください。

※10kgごとに180円の処理手数料がかかります。

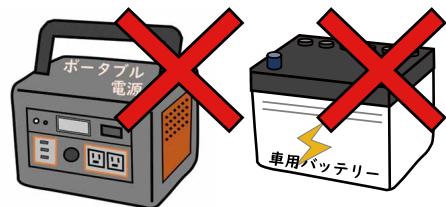
※膨張、変形、破損しているものは粗大ごみ処理施設の係員に直接手渡してください。

○キャンプ用や非常用のポータブル電源

○自動車用やバイク用などの鉛蓄電池

→処理困難物のためクリーンピア共立では処理できません。

メーカーや専門の処理業者にご相談ください。



○パソコン本体【本体から取り外した小型充電式電池は収集の対象です】

→ご家庭で使われなくなったパソコンは、資源有効利用促進法に基づき、メーカーが回収・リサイクルしています。メーカーがわかる場合は、メーカーに引取りを依頼してください。メーカーが不明な場合はパソコン3R推進協会（03-5282-7685）にご相談ください。

※お住まいの市町で実施している小型家電回収に出せるパソコンもあります。詳しくは、各市町のホームページ等をご確認ください。